

社会保険情報

報酬日数変動したら？ 一般からパートに変更

健保


定時決定において、4～6月の間に報酬支払基礎日数の変動があった場合、7月1日現在で考えれば良いのでしょうか。

4月は一般被保険者であったものの、5月はパートとして加入するといった場合です。



A 合計額を出し平均用いる

パートへ切り替えて月額変更届を出す必要が生じる可能性は別として、定時決定に関しては、7月1日前3ヶ月間の報酬を見て、標準報酬月額を決定します（健保法41条）。

報酬支払基礎日数が以下の日数を満たす月の報酬がベースになります（健保則24条の2）。

- ・一般の被保険者は、17日以上
- ・4分の3基準を満たす短時間就労者は、17以上の月があればその月、ない場合は15日以上
- ・4分の3未満の短時間就労者（適用拡大の対象者）は、11日以上を基礎とします（平成18・5・12庁保発512001号）。

17以上の月が1ヶ月でもあれば、その月の報酬月額を基に決定します。

一般被保険者であった4月は17日のみ基準になります。パートになった5月以降は17日と15日の2つの基準があることとなります。条件を満たす月があれば平均して報酬月額を算出します。

支給額が折半される？ 離婚時の年金分割

厚年


知人が、子供が成人したのをきっかけに離婚の協議を進めているそうです。

長く専業主婦をやっていて、サラリーマンのご主人と年金の分割をするとのことですが、ご主人の年金額を単純に半分に分けるというものではないと言われた、と話していました。

少し複雑なようですが、どのような分け方になっているのでしょうか。



A 婚姻期間中の報酬のみ対象

離婚時の年金分割では、配偶者の一方が厚生年金の被保険者で、もう一方がその被扶養者である場合などに、婚姻期間中の各月の標準報酬額を分割し、離婚後被扶養者だった人の年金額に上乘せすることができます。

一方の配偶者が被扶養者で国民年金の第3号被保険者なら、平成19年度までの標準報酬は協議等で按分割合が決まり（厚年法78条の2）、平成20年度以降は被扶養者に標準報酬の額の2分の1が分割され（同法78条の14）、それに基づき老齢厚生年金の額が計算されます。

老齢基礎年金は分割の対象ではないため、年金額が単純に折半されるわけではありません。

婚姻期間中の標準報酬額を分割すると、厚生年金に加入していなかった被扶養者についても分割の対象になった期間は「みなし被保険者期間」となります。この期間が240月以上になると、振替加算が支給停止になる点には注意が必要です。